

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の抜本的な 処遇改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育をおこなうためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年で少人数学級化の実施が決まり、順次実施されている。2021年度「小学校基本調査」によれば、公立小学校の学級当たりの児童数は22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予想される。小学生よりも若い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は70年以上も見直されず放置されているのは、由々しき事態と言わざるを得ない。

また、コロナ禍は子どもの貧困や虐待などを深刻化させ、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められている。保育士の専門性を高め保育をより充実させていくため、また保育士不足の解消のためにも、配置基準や処遇の改善が課題である。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、今こそ国が責任をもって改善することが求められている。

よって、国において必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. 国に対して、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の処遇を抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

奈良県山添村議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策） 宛